

平成27年度 保育所・幼稚園の入所申込み案内



【お問い合わせ先】

伊佐市役所 こども課 子育て支援係
〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
TEL (0995) 23-1311

入所申込みの受付について

第1希望の保育園・幼稚園の受付日に、申込書ほか添付書類および印鑑をご持参ください。

◆申込書の配布場所

- 保育園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育園・幼稚園
 ○新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）

◆受付期間・場所 平成26年12月15日（月）～26日（金）

□保育園を希望する人

受付日	保育園	場所・時間
12月15日（月）	大口、大口里	こども課 （大口庁舎） 9時～19時
12月16日（火）	明德寺、山野、紅洋	
12月17日（水）	羽月、あゆみ	
12月18日（木）	みどり、ひまわり	
12月19日（金）	慈光、本城	
12月22日（月）	湯之尾、田中、市外	
12月24日（水） ～ 12月26日（金）	全保育園	※菱刈庁舎 で受付不可

□幼稚園を希望する人

受付日	幼稚園	場所・時間
12月15日（月） ～ 12月26日（金）	大口幼稚園	大口幼稚園 開園時間
	本城幼稚園	教育委員会 総務課 （菱刈庁舎） 8時30分 ～17時15分 または 本城幼稚園 開園時間

◆申込みに必要な書類◆

1号認定利用を希望する人

- ① 支給認定申請書
 - ② 施設で指定する書類
条件によって次の書類が必要
 - ③ 在園・在所証明書
 - ④ 平成26年度所得課税証明書
- ※平成26年1月2日以降に伊佐市へ転入した人

2・3号認定利用を希望する人

- ① 支給認定申請書
 - ② 保育所入所申込書
 - ③ 保育を必要とする証明書
 - ④ 保育所等入所家庭調査票
 - ⑤ 保育料連帯納付誓約書
条件によって次の書類が必要
 - ⑥ 多子世帯保育料等軽減同意書
 - ⑦ 平成26年度所得課税証明書
- ※平成26年1月2日以降に伊佐市へ転入した人
- ⑧ 障がい者手帳等
 - ⑨ 育児休業取得証明書
 - ⑩ 在園・在所証明書
 - ⑪ その他、保育が必要であることが確認できる書類（母子手帳・診断書・在学証明書等）

◆申込みから利用までの流れ◆

12月

入所受付日に申込書、
添付書類を提出する

1月

- 保育の必要性・必要量を市が認定する
- 選考基準に基づき、市が利用調整する

2月
～
3月

支給認定書と入所承諾書が
届き、保育所入所が決定する

4月

保育所へ入所する

保育料決定通知書が届く

注意：上記の利用のながれは、予定ですので、状況によって、変更する場合があります。

◆保育を必要とする「理由」と必要とする「書類」

保育所等へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する
 場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする理由	保育を必要とする証明書	
就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働 など、基本的にすべての就労を含む)	会社員	職場の証明
	自営業	代表者:民生委員の証明 社員:代表者が証明
	農業	民生委員の証明
	内職	事業所の証明
妊娠・出産(期限付き)		母子手帳
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病	診断書
	保護者の障がい	診断書+障害者手帳または介護認定所
同居または長期入院等している親族の 介護・看護	家族の看護	診断書
	家族の介護	障害者手帳または介護認定所 + 診断書または民生委員の証明 (介護を受けている側の地区の民生委員)
災害復旧		罹災証明等
求職活動(3ヵ月の期限付き)		ハローワークカード
就学(職業訓練校等を含む)		在学証明書等
育児休業取得中に、既に保育を利用して いる子どもがいて継続利用が必要		育児休業取得証明書
その他、虐待やDVのおそれがある等		

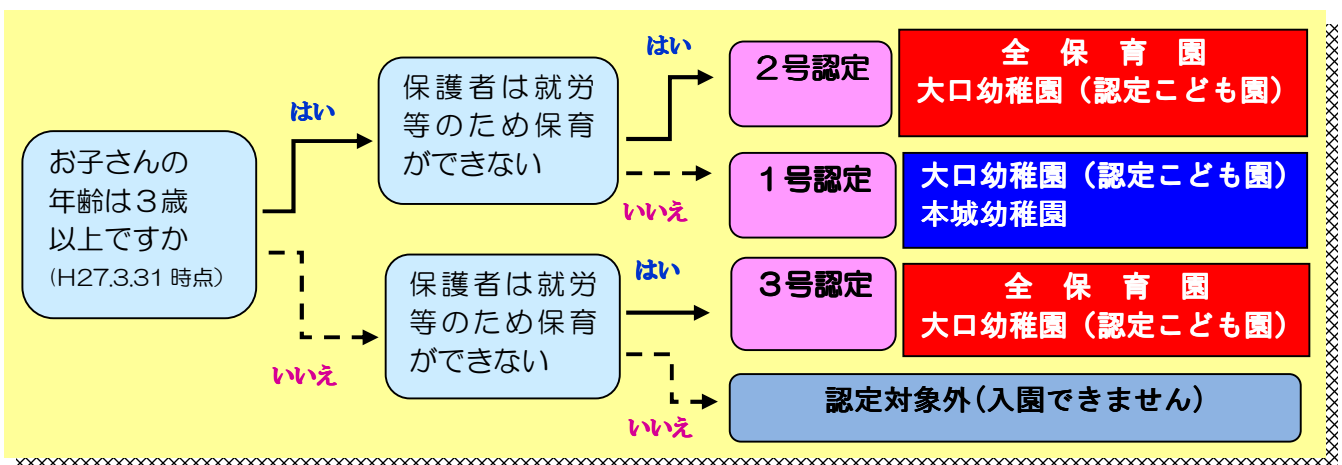
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

◆保育の必要性の認定

平成27年4月からはじまる子ども・子育て支援新制度では、保育所・幼稚園の利用を希望する場合、
 3つの区分で認定を受ける必要があります。認定後、市から「認定証」を交付します。

なお、認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人は全員必要です。

◆認定区分 お子さんの認定区分を確認してください。



◆伊佐市の保育園・幼稚園の一覧

□保育園（2号・3号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間 (延長保育含む)	特別保育等
大口	60	大口	22-8125	7:30~18:00	一時預かり
大口里	60	大口	22-2327	7:30~18:00	一時預かり
明德寺	60	大口	22-6195	7:00~18:30	一時預かり、延長保育
山野	40	山野	22-1476	7:30~18:00	
羽月	90	羽月	22-6388	7:00~18:30	一時預かり、延長保育、◎病児保育
あゆみ	60	大口	22-5473	7:00~18:00	一時預かり
みどり	140	大口	22-2611	7:00~19:00	一時預かり、延長保育、◎休日保育
ひまわり (みどり分園)	30	大口	23-5560	7:00~19:00	一時預かり、延長保育
紅洋	45	曾木	25-2155	7:00~19:00	延長保育
慈光	50	菱刈	26-2145	7:30~19:00	一時預かり、延長保育、休日保育
湯之尾	40	湯之尾	26-0640	7:00~18:00	一時預かり、◎休日保育
本城	50	本城	26-4161	7:30~18:00	
田中	60	田中	26-1016	7:00~19:00	一時預かり、延長保育

◎は他園に通園していても利用できます。市こども課へ申し込んでください。

□幼稚園（1号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等
		1号	2号	3号				
大口	90	○	○	○	大口	22-0450	7:00~18:00	一時預かり
本城	60	○			本城	26-0185	9:00~14:30	

◆保育の必要時間（2号・3号認定） 就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要時間の区分	保護者の就労時間
保育標準時間（最長11時間）	1か月あたり120時間以上の就労
保育短時間（最長8時間）	1か月あたり48時間以上120時間未満の就労

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、48時間です。

※区分された時間以上に保育を希望される場合は、延長保育による対応となります。

※保育標準時間と短時間保育では、月額保育料が異なります。

◆優先利用について

同一の保育園・幼稚園の申し込み数が定員数を超えた場合は、世帯等の状況を考慮のうえ優先度を判断し、利用調整を行います。

□優先利用される事由

○ひとり親家庭	○児童に障がいがある
○生活保護世帯（就労が自立支援につながる）	○育児休業が終了する
○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	○きょうだいが同一の施設利用を希望
○虐待・DVのおそれがある	○その他、市長が必要と認める

◆保育料について

保育料は、現在検討中です。12月中に保育料（案）を示し、2月から3月頃に決定します。

大口幼稚園 本城幼稚園	教育の必要性の認定を受けた人 1号認定（3～5歳）	市が所得に応じて保育料を定めます。
保育所 大口幼稚園	保育の必要性の認定を受けた人 2・3号認定（0～5歳）	市が所得に応じて保育料を定めます。 「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの 区分に分けられます。

平成27年度から毎年9月が保育料の切り替え時期となります。（下図は27年度の場合）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26年度の市民税額に基づく保育料					27年度の市民税額に基づく保育料						

□多子世帯の保育料の軽減

幼稚園・保育園をきょうだいで利用する場合は、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

施設	範囲	第1子	第2子	第3子
幼稚園	年少から小学校3年まで	全額（通園している場合）	半額	無料
保育所	小学校就学前	全額	半額	無料

□保育料の支払先と契約

大口幼稚園	大口幼稚園と契約し、大口幼稚園へ支払い
本城幼稚園	市（教育委員会）と契約し、市（教育委員会）へ支払い
保育園	市（こども課）と契約し、市（こども課）へ支払い

□保育料の支払方法

大口幼稚園	口座振替	【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。
本城幼稚園	納付書	【納付先】各金融機関窓口
保育園	口座振替	引き落としは毎月末日です。ただし末日が日曜祝日の場合は、翌平日となります。12月は25日頃が引き落とし日です。 【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。 引き落としする通帳と通帳印が必要です。
	納付書	毎月10日頃、保育園経由で当月分の納付書を送付します。 納期限は当月の末日になります。 【納付先】各金融機関窓口・コンビニエンスストア

注 意

保育料を滞納すると、児童手当等から差し引く場合があります。また納付意思がみられない場合は、給与・財産の差し押さえにより、滞納処分する場合がありますので、必ず納期限日までに収めてください。

ご注意ください。

- **必ず12月26日（金）までに申し込んでください。**
期限までにお申し込みがない場合、平成27年4月から、希望の施設に入所できない場合があります。
- 保育園の受付場所は、市役所こども課（大口庁舎）です。
菱刈庁舎ではおこないませんのでご了承ください。
- 会社員の人（特に今年12月にお子さんが生まれた世帯）は年末調整の扶養人数をご確認ください。
また自営業等で申告が必要な人は、**必ず3月16日までに申告をおこなってください。**
9月以降の保育料決定に必要となります。

Q&A

Q 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか？
また、保育料はどうなりますか？

A 市町村が認定の変更を行うので、改めて申請する必要はありません。
年度中の保育料は3号の保育料のままで、翌年度から2号の保育料となります。

Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただきますが、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じることはありません。

Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 【変更前】一律の保育料を支払った後、就園奨励費等で返戻。
【変更後】支払う保育料自体が、所得に応じて市が定める負担額となる。

Q 施設によって保育料は異なるのでしょうか？

A 保育料は、市が認定区分ごとに、市民税額の階層区分別の保育料を定めますので、同じ認定区分と階層区分であれば、基本的にどの施設でも同一です。